平成２１年（再ロ）第１０２０５号
茨城県ひたちなか市平磯町1614―１
再生債務者　根本　久代
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月22日まで
平成22年４月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１５号
青森県弘前市大字宮園５丁目13番地４
再生債務者　山内　麻衣
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年４月30日まで
平成22年４月８日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再ロ）第１２号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地67番地18
再生債務者　森川恵津子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月７日まで
平成22年４月９日　　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第７号
青森県上北郡おいらせ町二川目４丁目73番地1249
再生債務者　二川目政博
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年５月10日まで
平成22年４月９日
青森地方裁判所十和田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第８号
秋田県横手市平鹿町醍醐字上醍醐43番地　醍醐団地Ａ―４
再生債務者　後藤　豊文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月７日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第１０１７２号
群馬県桐生市堤町３―13―７
再生債務者　大里　昌久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第２０号
山形県天童市大字上荻野戸997番地
再生債務者　五十嵐健吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月７日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第１号
福岡県八女市吉田1306番地４　フジハイツ101号
再生債務者　河野　智博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月７日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１０１９７号
東京都墨田区江東橋５―７―10―1204
再生債務者　神里　邦男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年４月８日
東京地方裁判所民事第20部

衆議院共済組合定款の一部変更について

衆議院共済組合定款（平成13年３月21日制定）の一部を次のように変更する。
平成 22 年３月 31 日
衆議院共済組合代表者
衆議院議長　横路　孝弘

第17条に次の１項を加える。
２　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。
第31条第１項の表中「$\frac{3.06}{1000}$」を「$\frac{3.40}{1000}$」に、「$\frac{6.12}{1000}$」を「$\frac{6.80}{1000}$」に改める。
附則第６条第２項中「第19条」を「第17条第２項及び第19条」に改める。
附　則
１　この変更は、平成22年４月１日から施行する。
２　変更後の第31条第１項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 22 年３月 25 日
内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

第17条に次の１項を加える。
２　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。
第18条中「第31条ノ５」を「第82条」に、同条第２号中「第９条第１項」を「第８条第１項」に改める。
第32条第１項の表中「$\frac{3.57}{1,000}$」を「$\frac{4.00}{1,000}$」に、「$\frac{7.14}{1,000}$」を「$\frac{8.00}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{3.57}{1,000}$」を「$\frac{4.00}{1,000}$」に改める。
附則第６条第１項中「第９条第１項第１号イ」を「第８条第１項第１号イ」に改め、同条第２項中「第19条」を「第17条第２項及び第19条」に、「附則第６条第１項第１号」を「同項第１号」に改める。
附　則
１　この変更は、平成22年４月１日から施行する。
２　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

吸収合併公告

会社法
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年三月二十三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.dic.co.jp/group/dic-estate/fs.html
（乙）http://www.dic.co.jp/group/dic-career/fs.html
平成二十二年四月十六日
埼玉県戸田市大字新曽九七番地
（甲）ＤＩＣエステート株式会社
代表取締役　今永　安彦
埼玉県戸田市美女木東一丁目一番地の一一
（乙）ＤＩＣキャリア株式会社
代表取締役　兒玉　友宏